

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）



# 福島県報

## 目次

- 救急病院等を定める省令により救急病院を認定した件 六
- 大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があった件二件 六
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があった件六件 七
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件二件 八
- 土地改良区の設立について認可した件 八
- 土地改良区の定款の変更を認可した件 八
- 県営土地改良事業計画を定めた件 九
- 道路の区域を変更する件四件 九
- 公 告
- 特定非営利活動法人の設立の認証の申請があった件 一〇
- 落札者を決定した件二件 一一
- 一般競争入札を行う件 一一
- 福島県監査委員
- 地方自治法により、包括外部監査の事務を補助する者の氏名等を告示する件 一四

## 告 示

### 福島県告示第四号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の病院を平成二十七年一月一日救急病院として認定した。

平成二十七年一月十三日

名称

所在地

福島県知事 内堀 雅雄  
認定有効期限

南相馬市立総合病院

南相馬市原町区高見町二丁目 平成二十九年二月三十一日  
五四―六  
(地域医療課)

### 福島県告示第五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年一月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀 雅雄

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモールフェスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地
  - 二 変更した事項
    - 1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名  
(変更前) 株式会社日和田ショッピングモール  
代表取締役 高橋 富士夫  
イオンリテール株式会社  
代表取締役 梅本 和典
    - (変更後) 株式会社日和田ショッピングモール  
代表取締役 高橋 富士夫  
イオンリテール株式会社  
代表取締役 梅本 和典
  - 2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前) 別紙書面のとおり  
(変更後) 別紙書面のとおり
  - 三 変更した年月日  
1 平成二十六年五月二十四日
  - 2 別紙書面のとおり
  - 四 届出年月日  
平成二十六年十二月十九日
  - 五 届出をした者  
株式会社日和田ショッピングモール  
イオンリテール株式会社
- (「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)  
(商業まちづくり課)

**福島県告示第六号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があった。なお、当該届出を平成二十七年一月十三日から同年五月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業振興課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ショッピングモルフエスタ 福島県郡山市日和田町字小原一番地

二 変更した事項

1 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

（変更前）株式会社日和田ショッピングモール

代表取締役 高橋 富士夫

イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

（変更後）株式会社日和田ショッピングモール

代表取締役 村山 悦朗

イオンリテール株式会社

代表取締役 梅本 和典

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）別紙書面のとおり  
（変更後）別紙書面のとおり

三 変更した年月日

1 平成二十六年五月二十四日

2 別紙書面のとおり

四 届出年月日

平成二十六年十二月十九日

五 届出をした者

株式会社日和田ショッピングモール

イオンリテール株式会社

（「別紙書面」は、省略し、その書面を縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。）  
（商業まちづくり課）

**福島県告示第七号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり

課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ福島南本店 福島県福島市太平寺字兒子塚四十三番地六ほか

二 法第八条第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

**福島県告示第八号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び喜多方市産業部商工課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ喜多方店 福島県喜多方市関柴町西勝字清水尻四百八十番一ほか

二 法第八条第一項の規定により喜多方市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

**福島県告示第九号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。  
平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地

ケーズデンキ須賀川パワフル館 福島県須賀川市崩免二ほか

二 法第八条第一項の規定により須賀川市から聴取した意見の概要

意見なし。

（商業まちづくり課）

**福島県告示第十号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び田村市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
ケーズデンキ船引店 福島県田村市船引町船引字太子堂百三十番ほか
- 二 法第八条第一項の規定により田村市から聴取した意見の概要

（商業まちづくり課）

**福島県告示第十一号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び相馬市産業部商工観光課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
相馬ショッピングパーク 福島県相馬市馬場野字雨田百二十五番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により相馬市から聴取した意見の概要

（商業まちづくり課）

**福島県告示第十二号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
エコタウン会津若松 福島県会津若松市町北町大字始字深町十四番地ほか
- 二 法第八条第一項の規定により会津若松市から聴取した意見の概要

（商業まちづくり課）

**福島県告示第十三号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県会津地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び会津若松市観光商工部商工課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
会津若松ショッピングセンター 福島県会津若松市駅前町四十番ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

**福島県告示第十四号**

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年一月十三日から同年二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び須賀川市産業部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地  
株式会社カワチ薬品須賀川店 福島県須賀川市陣場町一番地ほか
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要

（商業まちづくり課）

**福島県告示第十五号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十条第一項の規定により、喜久田土地改良区の設立について、平成二十六年十二月二十五日認可した。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄  
（農村計画課）

**福島県告示第十六号**

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、南相馬

土地改良区から平成二十六年十二月四日付けで申請のあった定款の変更について、同年十二月二十四日認可した。  
平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄  
(農村計画課)

福島県告示第十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、堀之内地区に係る県営農村地域復興再生基盤総合整備事業（農地整備事業（経営体育成型））を行うため土地改良事業計画を定めた。この決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 縦覧に供する書類  
土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧の期間  
平成二十七年一月十四日から  
同 年二月二日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所  
郡山市役所

(農村計画課)

福島県告示第十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、一般国道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
一般国道 一一五号	伊達市霊山町掛田字本 山一〇番一地从先から 同 市霊山町掛田字本 山九番一地从先まで	変更前 変更後	一四・〇〇 一七・〇〇	三三三・八 三三三・八
		変更後	一四・六〇 一八・五〇	三三三・八

福島県告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県東北建設事務所平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。  
平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道広畑 月舘線	伊達市霊山町石田字孫 老内四二番二地从先から 同 市霊山町石田字孫 老内三六番六地从先まで	変更前 変更後	四・九〇 一〇・八〇	一一三・一 一一三・一
		変更後	九・八〇 一七・一〇	一一三・一

(道路計画課)

福島県告示第二十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県喜多方建設事務所平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道喜多 方西会津 線	喜多方市字七百苅八六 〇四番八地从先から 同 市字七百苅八五 九八番一地从先まで	変更前 変更後	一一・〇〇 四〇・〇〇	一〇七・〇 一〇七・〇
		変更後	一一・〇〇 四〇・〇〇	一〇七・〇

福島県告示第二十一号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県いわき建設事務所平成二十七年一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

(道路計画課)

路線名	区 間	変更前の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
県道いわき石川線	いわき市常磐湯本町八 仙無番地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで いわき市常磐湯本町台 ノ山四三番一地先から 同 市常磐湯本町三 函二八七番四地先まで いわき市常磐湯本町台 ノ山四三番一地先から 同 市常磐湯本町八 仙無番地先まで	変更前	A 一三・〇〇 B 四一・〇〇 C 一六・二〇 D 五九・〇〇 E 九・六〇 F 三〇・八〇	二〇七・九 五一・〇 二七五・〇
		変更後	A 一三・〇〇 B 四一・〇〇 C 一七・八〇 D 五九・〇〇 E 九・六〇 F 三〇・八〇	二〇七・九 五一・〇 二七五・〇

(道路計画課)

公 告

公告第五号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十七年一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 申請のあった年月日  
平成二十六年十二月十二日
- 二 名称  
NPO法人かわまたスポーツクラブ
- 三 代表者の氏名  
戸田 文士
- 四 主たる事務所の所在地  
福島県伊達郡川俣町大字東福沢字万所内山二番三号
- 五 定款に記載された目的  
この法人は、川俣町民に対して、生涯スポーツの振興を図り、もって、地域住民の健康増進、地域コミュニティの促進、青少年の健全育成及び豊かな高齢化社会の創造など明るく活力に満ちた地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)



**公告第6号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるホールボディカウンター測定検査結果・同意書電子化業務の委託について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年1月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量  
ホールボディカウンター測定検査結果・同意書電子化業務 18万件
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県保健福祉部健康衛生総室県民健康調査課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年12月11日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社福島電子計算センター 福島県福島市松木町10番8号
- 5 落札金額  
41.58円（1件当たり）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年10月31日

（県民健康調査課）

**公告第7号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号）第274条の11第1項の規定により公告する。

平成27年1月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
電子式個人線量計Ⅱ 3,327台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地  
福島県出納局入札用度課 福島県福島市杉妻町2番16号
- 3 落札者を決定した日  
平成26年12月17日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社東栄科学産業 仙台市太白区富沢四丁目8番29号
- 5 落札金額  
33,955,362円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 特例政令第6条の公告を行った日  
平成26年11月4日

（入札用度課）

**公告第8号**

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年1月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 1 入札に付する事項
  - (1) 調達をする物品等の件名及び数量 大型灰化炉 2台
  - (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。

- (3) 納入期限 平成27年7月21日(火)
- (4) 納入場所 福島県環境創造センター(仮称)三春町施設本館
- 2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項  
次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入(修繕)競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時まで福島県の物品購入(修繕)競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。
- 3 入札に参加する者に必要な資格の確認  
入札に参加を希望する者は、所定の物品購入(修繕)一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年2月6日(金)午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。  
郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号  
福島県出納局入札用度課  
電話024-521-7563
- 4 契約条項を示す場所及び期間  
3に掲げる場所において平成27年1月13日(火)から平成27年2月6日(金)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時まで
- 5 入札書の提出場所等
- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所と同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年1月23日(金)午前11時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成27年2月24日(火)午前11時 福島県出納局入札用度課(郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成27年2月23日(月)午後5時までに必着のこと。)
- 6 入札保証金及び契約保証金
- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- 7 入札に参加を希望する者に要求される事項  
この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。
- 8 入札の無効  
2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。
- 9 その他
- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要

(5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Ashing furnace system 2
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 11:00 a.m.,24 January 2015
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m.,23 January 2015
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau,  
Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima  
960-8670 Japan TEL024-521-7563

(入札用度課)



**福島県監査委員告示第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成27年1月13日

福島県監査委員 小 山 善 継  
福島県監査委員 三 村 博 昭  
福島県監査委員 美 馬 武 千 代  
福島県監査委員 尾 形 克 彦

## 1 包括外部監査の事務を補助する者の氏名及び住所

氏 名	住 所
満 山 幸 成	福島県福島市森合字川前15番地の5
小 山 暢	福島県福島市大森字下町47番地の11

2 当該監査の事務を補助する者が包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間  
平成27年1月13日から平成27年3月31日まで

（監査総務課）